

答 申 第 1 号

平成29年11月8日

鎌ヶ谷市長 清水 聖士 様

鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 仁平 勝之

鎌ヶ谷市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び同条例第9条第1項第5号の規定による諮問について（答申）

平成29年7月6日付け鎌安第326号により諮問のあったことについて、下記のとおり答申します。

記

第1 審査会の結論

諮問のあった青色回転灯付きパトロール車（以下「青パト車」という。）へのドライブレコーダーの設置事業、団体が設置する防犯カメラへの補助事業及び通学路への防犯カメラの設置事業については、平成23年12月17日付け鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会による意見書（以下「平成23年意見書」という。）の内容に基づく設置及び運用を行うこととしており、実施は妥当であると判断する。

第2 諮問する根拠

実施機関は、鎌ヶ谷市個人情報保護条例（平成12年鎌ヶ谷市条例第1号）第7条第3項の規定により、原則として個人情報は、本人から収集しなければならないこととされている。

また、実施機関は、同条例第9条第1項の規定により、原則として、保有する個人情報を実施機関以外のものに提供してはならないこととされている。

上記の規定に関して、例外として、同条例第7条第3項第6号の規定による「本人以外の者から収集することに相当の理由があると認められるとき」及び同条例第9条第1項第5号の規定による「公益上の必要その他相当の理由があると認められるとき」に該当するか否かを確認するため、審査会に諮問するものである。

第3 実施機関の主張要旨

地域の子どもたちを犯罪から守り、安全で安心なまちづくりを推進するため、通学路等における見守りの強化、住宅地などの犯罪の抑止、地域における自主防犯活動の支援等を目的として、以下の3事業を実施しようとするものである。

- 1 市が所有する青パト車へのドライブレコーダーの設置事業
- 2 継続的に自主防犯活動を行っており、今後も継続して同活動を行うことが見込まれる団体（以下「団体」という。）が設置する防犯カメラに対する補助金の交付事業
- 3 市が指定する通学路への防犯カメラの設置事業

第4 審査会の判断

1 平成23年意見書

平成23年意見書では、千葉県が指定したひたくり対策重点地域に防犯カメラを設置することについての審議を行い、目的の正当性があり、客観的かつ具体的な必要性を有し、管理運用基準を定めることにより、保護すべき個人情報に対する十分な配慮がなされていることから、設置は妥当なものと判断している。

諮問のあったドライブレコーダー及び防犯カメラの設置及び運用にあたっては、平成23年意見書の内容を遵守した対応を行うこととしている。

2 各項目別の審議

(1) 設置目的について

防犯カメラについては、住宅地や通学路等における犯罪の抑止を目的とするとともに、団体に対する防犯カメラの補助事業については、更に地域における自主防犯活動を補完することを目的としている。

また、ドライブレコーダーについても、動く防犯カメラとして、目的は上記と同様としており、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するための方策の1つとして、その目的は妥当であると認められる。

(2) 防犯カメラの設置場所について

貴市が指定する通学路への防犯カメラについては、設置する場所として周辺に容易に助けを求めることができる民家、店舗等が無い地区であり、地域の同意が得られた場所を市が指定することとしており、必要最小限の範囲で設置するものと認められる。

また、団体に対する防犯カメラの補助事業については、原則的にそれぞれの団体が地域で設置する必要がある場合に補助金の交付を要望するものであるが、実施にあたっては、貴市との事前協議の段階において

設置予定箇所図の提出を求め、要望のある団体と協議できることとしており、別に定める設置及び運用基準において、撮影区域の2分の1以上の面積が公道であり、特定の個人及び建物等を監視しない等、保護すべき個人情報に対しての配慮がされていると認められる。

(3) 撮影された映像の管理

貴市が設置する防犯カメラについては、撮影された映像を記録する記憶媒体に保存することとし、この記憶媒体が容易に取り外すことができない措置を行うとともに、記憶媒体からデータを取り出す場合のパスワードの設定を行うこととしている。

また、団体が設置する防犯カメラへの補助事業については、上記と同様の措置を行うことができるよう管理及び運営基準に機器の機能等を定めることとし、撮影された映像を適正に管理していると認められる。

防犯カメラ及びドライブレコーダーに共通する事項として、記録された映像の保管期間は、平成23年意見書に基づき設置された防犯カメラと同様に7日間と定め、利用及び提供に関しても、捜査機関から犯罪の捜査の目的のため文書により提供を求められたときなど、最小限の範囲で利用及び提供することとしていると認められる。

- 3 よって、以上のことから、諮問のあったドライブレコーダー及び防犯カメラの設置及び運用については、妥当であると判断する。

第5 実施にあたっての留意事項

諮問のあったドライブレコーダー及び防犯カメラの設置及び運用にあたっては、以下に記載する事項に留意すること。

- 1 団体が設置する防犯カメラへの補助事業について、防犯カメラを設置する場所に関しては、団体と警察による協議を行った上で、市への事前協議を行うこととしているが、市においても必要に応じて関係部局との調整等を行い、その結果を踏まえて、団体との協議を行うこと。
- 2 安全で安心な犯罪の無いまちづくりを推進するための手段の1つとして、防犯カメラ等の設置を行うものであるが、当該地区の周囲の人の目が届くようにするための樹木の伐採、当該地区の明るさを確保するための照明灯の設置等の取組みを進めることにより、更に防犯カメラ等の効用を高め、公益性の高い運用を図ること。
- 3 防犯カメラの設置にあたって、機器の老朽化等により、防犯カメラの効用が発揮されない、機器の落下による事故の発生等により不適切な管理となることが無いよう計画的な機器の確認に努めること。

第6 付帯意見

今後、防犯カメラ及びドライブレコーダーに関しては、住民の安全・安心の確保、犯罪の抑止、事務の安全性の確保等を目的として、さらに貴市の他の部局において、設置を検討することが想定される。

実施にあたっては、「第4 審査会の判断」に記載した内容の範囲内で実施することとし、これを逸脱しない中で防犯カメラ及びドライブレコーダーを設置する場合には、本審査会への諮問は不要とする。